

令和5年度城南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめについての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼすことがある許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃からけんかやふざけ合い、何気ない行為などを含めて、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

また、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、善悪の判断や人を思いやる気持ちをもつことが必要である。そのために、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校、学級づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりに努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えから状況をつかんで見極め、特定の教員がかかえこむことがないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、養護教諭、学年主任、該当学級担任、生徒指導担当、不登校対策担当、スクールカウンセラーで構成する。必要に応じ、語学相談員等を加えたり関係諸機関と連携を図ったりする。

3 今年度の基本方針

(1) 令和4年度のいじめ等の実態から明らかになった課題

- ①毎月全校で取り組む「健康の日」において、ソーシャルスキルトレーニング（城南仲よしスキル）を行い、友達とのかかわり方や自分の気持ちをコントロールする方法などについて学んでいる。しかし、自分の気持ちが抑えられなかつたり、その場の雰囲気に流されてトラブルを起こしてしまつたりする児童が存在した。
- ②家の児童の様子に異変を感じた保護者が事情を聴くと、友達に変なあだ名で呼ばれたり、遊びがエスカレートしてトラブルになり、悪口を言われたりした。保護者からの連絡で担任が知ったという事案があった。
- ③通学班登校時の人間関係から、悪口や嫌がらせを受ける等の事案が発生した。保護者から相談があり、役職、担任、通学団担当など複数の教員で対応した。

(2) 課題を解消するための今年度の取り組み

- ①小学校は、一日のほとんどを担任とそのクラスメイトから成る構成メンバーで過ごす。従つて、児童の発達段階に応じた、互いを認め合う温かな人間関係づくりが重要であると考える。そこで、すべての子の心理的安全性の高い「居場所づくり」と子供たちが自己有用感を高められる「絆づくり」ができるよう、以下のような取り組みを充実させる。

【具体的な取り組み】

- ・「城南仲よしスキル」の年間計画に沿って、系統的にソーシャルスキルトレーニングを行う。全校で一斉に取り組むとともに、保健だよりを通じて保護者にも活動内容を周知していく。
- ・「城南 CITY カーニバル」などの学校行事や「山の学習」などの学年行事を通じて、一人一役など、児童一人一人が自己有用感や成就感を感じることのできる運営の工夫をする。
- ・学級での「友達のよいこと見つけ」や委員会でのあいさつ運動など、互いのよさを認め合う機会を設けるようにする。

②児童が、困ったことや悩んでいることなど、どんな事でも素直に話すことができるよう、担任や他の教員との信頼関係を築くことが大切である。いじめのとらえを広くして、いじめのささいな兆候や懸念を見逃さずに、早期に対応するため、以下のような取り組みを進めていく。

【具体的な取り組み】

- ・日頃から一緒に遊んだり声をかけたりするなど、児童とのかかわりを深め、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・毎週末の夕方に職員間での情報交換の場を設定し、全職員で共通理解を図る。
- ・年に6回「学校生活アンケート」と年に4回の「心のアンケート」を実施する。アンケートは保存し、前回からの変容を見逃さないようにする。
- ・アンケートをもとに、全員にマンツーマントーク（面談）を実施しする。何気ない言動から精神的な苦痛を感じていないかなど個人差を十分配慮しながら、児童理解に努める。
- ・毎日の健康観察や欠席状況などに変調が見られた場合は、面談をしたり保護者と連絡を取ったりするなど、早期対応を心がける。
- ・自分の思いを相手にうまく伝えることのできない児童のために、学級担任と養護教諭が連携して、他の教員やスクールカウンセラー、語学相談員など、必要に応じて面談の機会を設ける。

③全教職員が「いじめは発見しにくいもの、発見されにくいもの、そして必ずあるもの」という共通認識をもって、いじめ問題に対応していくことが大切である。学校組織全体で対応できるよう、以下のような取り組みを進めていく。

【具体的な取り組み】

- ・学期に一度、保護者対象のアンケートを実施する。
- ・学校生活の指針である「城南っ子憲章」や「城南っ子の心構え」「学校いじめ防止基本方針」などについて、職員会議や現職研修など全教職員が確認できる場を設ける。
- ・毎学期実施される「いじめ・長期欠席対策委員会」において、いじめ事案の現状や対応について、報告・共通理解を図る。
- ・いじめ事案への対応は一人で進めるのではなく、複数名あるいは組織で進める。
- ・必要に応じて、児童相談所や警察などの関係諸機関と連携をとりながらその対応にあたる。

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

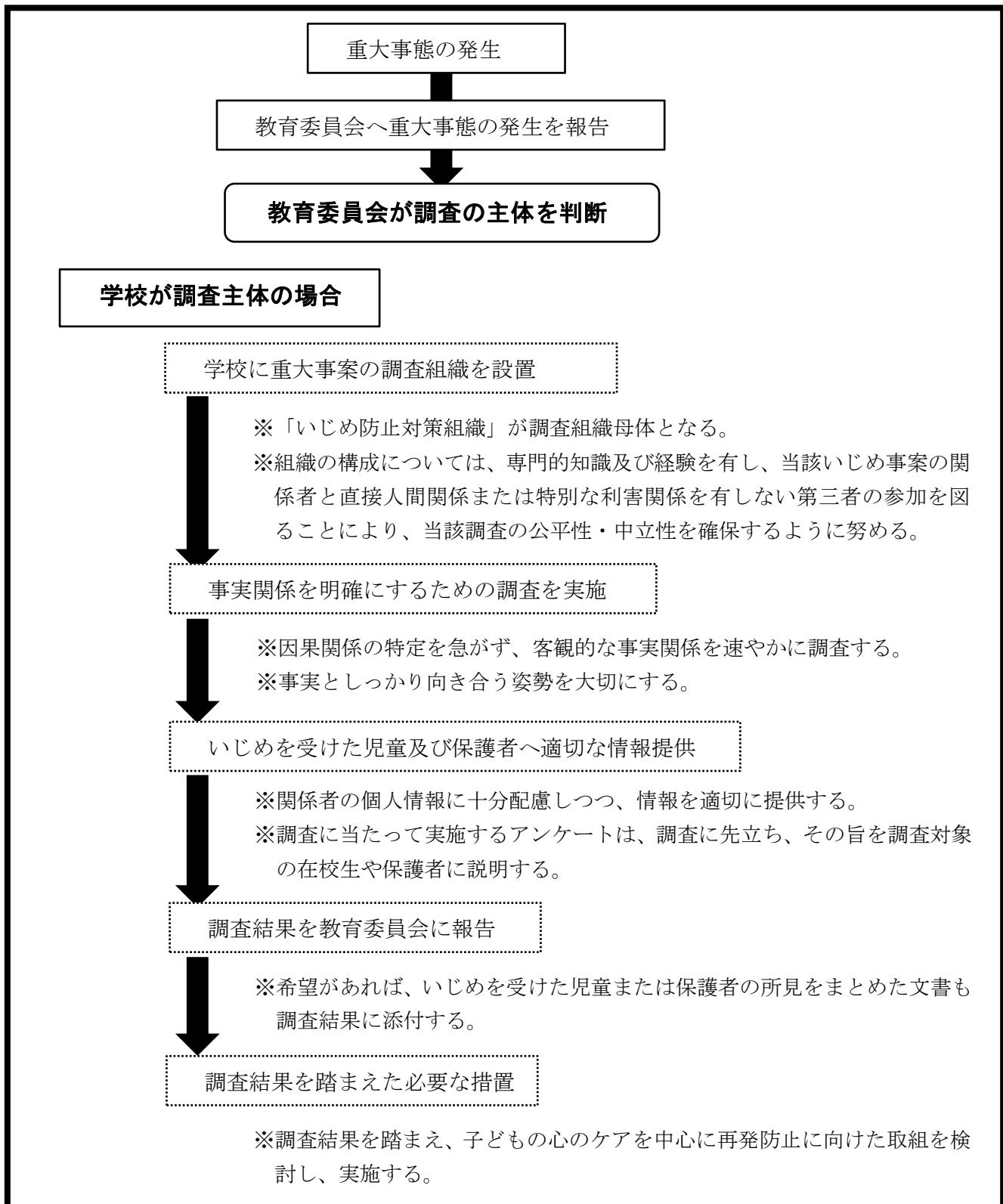
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（P L A N〔計画〕→D O〔実行〕→C H E C K〔点検〕→A C T I O N〔働きかけ〕）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・長期結成対策委員会で教職員の取組状況を見直しながら、いじめに関する取り組みの検証を行う。

- (3) 学期末保護者会などで、保護者に児童の生活の様子を話すとともに、必要に応じて、児童が実施した「生活アンケート」「心のアンケート」の結果についても適切に情報を共有する。

5 その他

- (1) いじめや暴力行為などの問題行動およびそれらの原因やきっかけとなる行為に関する校内研修を実施し、児童理解といじめや問題行動への対応に関する教師の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、保護者に配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業に向けて事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



いじめ防止年間計画

	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D	○「学校いじめ防止 基本方針」確認 ○教員研修①「学級開き学級づくり」	○相談室やSCの児童・保護者への周知 ○学級・学年開き ○保健指導（保健だより） ○学校保健委員会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観、PTA総会、 ○家庭訪問 ○学校保健委員会
5月		○学区情報交換会	○運動会 ○山の学習（5年）	○学校生活アンケート① ○WEBQU①（4～6年）	○PTA役員会・委員会 ○学区運動会（学校と同日開催）
6月		○いじめ長期欠席 対策委員会①	○学校保健委員会	○心のアンケート① ○マンツーマントーキング①	○学校評議員会
7月			○情報モラル指導	○学校生活のアンケート② ○マンツーマントーキング②	○個別懇談会 ○資源回収①
8月		○教員研修②「構成的 エンカウンター、ソーシャルスキル」について			○学区夕涼み会 ○親子清掃 ○親子ラジオ体操
9月				○心のアンケート② ○身体測定	○PTA役員会・委員会 ○学区敬老会 ○授業参観 ○資源回収②
10月			○城南 CITY カーニバル	○学校生活のアンケート③	
11月	C ↓ A	○いじめ長期欠席 対策委員会②	○修学旅行（6年）	心のアンケート③ ○マンツーマントーキング③ ○WEBQU②（4～6年）	○学区子どもまつり スポーツレクリエーション大会 ○チャレンジかけ足大会
12月			○人権週間（道徳） ○人権集会 ○情報モラル指導	○学校生活のアンケート④ ○マンツーマントーキング④ ○子供への学校評価アンケート	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月				○身体測定 ○学校生活のアンケート⑤	○授業参観 ○学区文化展 ○城南夢プロジェクト
2月		○自己評価 ○いじめ長期欠席 対策委員会③		○心のアンケート④ ○マンツーマントーキング⑤	○学校評議員会 ○PTA役員会・委員会 ○資源回収③
3月		○「学校いじめ防止 基本方針」見直し	○卒業を祝う会	○学校生活のアンケート⑥ ○マンツーマントーキング⑥	
通年		○いじめに関する情報収集 ○対応策の検討 ○カウンセリング後のSCとの情報交換	○朝会の校長講話 ○道徳、特活の充実 ○分かる授業の充実 ○養護教諭「保健だより」のソーシャルスキル	○健康観察 ○養護教諭、SC、語学指導員の教育相談 ○毎月5日頃「城南小健康の日」に心配な児童に対する継続的な声かけ	○学年だより、学校ホームページ、保健だよりによる発信

※SC…スクールカウンセラー